

令和6年3月吉日

関係機関 各位

岐阜県信用保証協会

企画部 企画課

流動資産担保融資保証制度等の改正について

日頃から当協会の業務運営に格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、中小企業信用保険法の改正に伴い、流動資産担保融資保証制度及び危機関連保証制度を以下のとおり改正いたしますので、ご案内させていただきます。

<改正点①>

- ・流動資産担保融資保証制度に関しまして、本年3月15日以降実行分より保証人の徴求が不可（継続新規の場合を含む。）となります。
- ・また、農商工等連携事業関連保証制度及び下請振興関連保証制度において、流動資産担保保証を利用した場合も、本年3月15日以降実行分より保証人の徴求が不可（継続新規の場合を含む。）となります。

<改正点②>

- ・危機関連保証制度に関しまして、従前は危機指定期間内に貸付実行されたものが対象とされておりましたが、中小企業信用保険法の改正により、令和6年3月15日以降は当該制限が無くなるため、危機指定期間終了後であっても、認定の有効期間内であれば金融機関又は信用保証協会に対して申込みを行うことが可能となります。

通知に関するお問い合わせ

岐阜県信用保証協会

企画部企画課

TEL 058-276-6314